

災害用ドローンの運用開始等について

災害発生時における上空からの情報収集による効果的な消防活動の実施を目的に、災害用ドローン（以下「ドローン」といいます。）の運用を開始します。

また、運用開始に伴う消防局長点検を実施します。

1 運用開始に伴う消防局長点検

- (1) 日 時 令和7年12月15日（月） 10：00～10：30
- (2) 場 所 大規模災害対応訓練施設（呉市宮原13丁目2番29号）
- (3) 出席者 消防局長、消防局副局長、消防局参事補 ほか
- (4) 内 容 ドローンを使用した展示訓練（デモ飛行）、災害対策本部への映像共有
- (5) その他 消防局長点検終了後、運用を開始する。

2 運用開始後の活用想定等

(1) 調達したドローン

ア 機体数：2機（2機は同じ仕様の機体）

イ 付属品：ズームカメラ、広角カメラ、赤外線カメラ、サーチライト一体型放送機

(2) 活用想定

ア 山岳・水難救助時の要救助者の捜索、火災状況の確認等（原則、夜間を含む24時間対応）

イ 大規模災害時の被害状況を災害対策本部や消防隊等に映像共有（リアルタイムでの共有、記録映像の共有など、状況に合わせて効果的な方法により実施）

